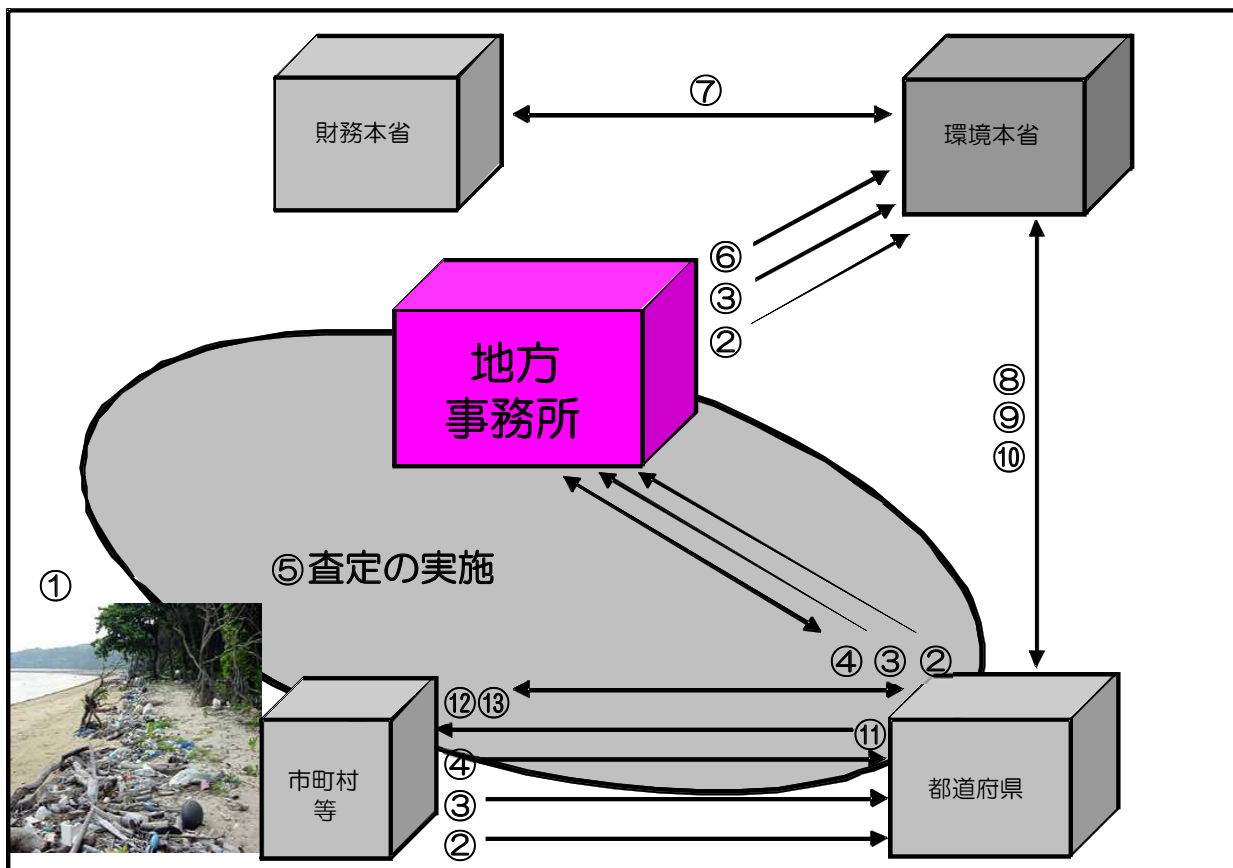


8. 災害に起因しない漂着ごみ処理事業

(1) 災害に起因しない漂着ごみ処理事業フロー



NO	事項	主体
①	漂着の発生・漂着ごみ処理対応	市町村等
②	漂着状況の把握・報告	市町村等→都道府県→ <u>地方事務所</u> →本省
③	漂着ごみ処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→ <u>地方事務所</u> →本省
④	査定日程調整	都道府県（市町村）←→ <u>地方事務所</u>
⑤	査定の実施	本省・ <u>地方事務所</u> →市町村等・都道府県
⑥	環境本省ヒアリングの実施	<u>地方事務所</u> →本省
⑦	財務本省との協議・額の決定	本省←→財務本省
⑧	補助限度額の通知	本省→都道府県→市町村等
⑨	交付申請及び交付決定	本省←→都道府県←→市町村等
⑩	実績報告及び交付確定	本省←→都道府県←→市町村等
⑪	補助金の支払	都道府県→市町村等

※災害に起因しない漂着ごみの処理事業の査定には、財務局立会官の立会はなく、財務本省と環境本省との協議により最終的な額を決定する。

※原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。（必要に応じ、都道府県担当者同席のもと、申請市町村へのヒアリングを実施することがある。）

(2) 災害に起因しない漂着ごみ処理事業の災害査定等について

③ 災害等廃棄物処理事業報告書の提出・受理

市町村は、都道府県を通じ地方事務所に災害等報告書を正副2部提出する（提出締切については特段の定めをしないことから、本事業メニューによる補助金の活用を検討している市町村があれば随時報告いただきたい）。

なお、提出後に差し替え等が発生しないよう、公文で提出される前に予め都道府県を通じ地方事務所等と調整し、内容について確認するなど、できるだけ事務の効率化を図ることが重要である。

④ 査定の日程調整

地方事務所は、市町村において災害に起因しない漂着ごみ処理事業が終了した場合、あるいは終了の目途がついた場合には、都道府県に対して査定の日程調整（地方事務所、都道府県、市町村）を依頼する。

なお、災害に起因しない漂着ごみ処理事業については、財務局の立会が不要である。

⑤ 査定の実施

「災害等廃棄物処理事業報告」（副本）を査定資料とし、経費の必要性や員数（件数）・単価の根拠等を確認し、「（3）災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理事業）査定方針＜財務省環境係協議済＞」をもとに査定を行う。

なお、災害に起因しない漂着ごみ処理事業については、原則として地方事務所庁舎において写真等を参照し、机上により査定を行う。

また、必要に応じ、申請市町村へのヒアリングを実施することがある（都道府県担当者も同席）。

⑥ 実地調査報告書の提出

査定後は災害等廃棄物処理事業に準じて「様式3実地調査報告書」及び「朱書き」を作成するが、災害に起因しない漂着ごみ処理事業については、本省と財務本省との協議により額を決定することとされている。

⑦ 財務本省協議及び限度額通知の決定・送付

環境本省は、実地調査報告書等をもとに財務省主計局環境係との本省協議により額を決定し、申請市町村（都道府県経由）あて限度額通知を発出する。

なお、地方事務所に対しても限度額通知の写しを送付する。

⑨ 補助金の交付申請

市町村は、限度額通知を受領した場合、都道府県を通じて、補助金交付申請書（兼実績報告書）を環境本省あてに提出する。環境本省では、補助金交付手続きを行い、交付決定通知書（兼額の確定通知書）を都道府県を通じて、市町村あてに送付する。

⑪ 補助金の支払

都道府県は、額の確定通知後、市町村からの請求に基づき、支払を行う。

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理）補助対象の考え方

1 対象となる事業

災害に起因しないが、海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着（以下「漂着ごみ」という。）被害のために市町村が実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業。

2 採択の範囲等

次の各号のすべてを満たすものを採択の範囲とする。

- (1) 海岸保全区域外に漂着したもの。ただし、国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用区域を除く。
- (2) 1市町村における処理量が150m³以上のもの。ただし、著しく管理を怠って異常に堆積させたものは対象としない。
- (3) 強風や波浪、海外の災害等による漂着であること。（風向、風速、気圧、波高、警報・注意報等及びこれらとの時間的な関係等を調査し、漂着原因であることを示すこと。）
- (4) 漂着被害前の海岸の清潔の保持の状況を写真、海岸清掃記録、ボランティアによる活動記録等の資料によって示すこと。

3 対象経費

(1) 全体的な費用

ア 労務費

イ 借料（車両の借料等の都道府県の土木単価があるものは、その金額を限度額とし、特殊車両の借料等の都道府県の土木単価がないものは、三者以上から見積を徴収し、その最低価格をもって単価等とする。

ウ ア、イに該当しないものは、状況により判断するものとする。

(2) 収集、運搬経費

ア 収集、運搬に必要な道路整備で特に必要があるもの（最小限の範囲）

イ 収集、運搬にかかる交通誘導の経費

(3) 薬剤散布にかかる費用

漂着ごみの清潔保持に直接かかるもの

4 対象外経費

(1) 全体的な費用

ア 消耗品（飛散防止シート等、特に必要と認められるものを除く）

イ 諸経費

ウ 稼働日数の明細と整合性がないもの

エ 土木単価に含まれる経費（車両借上げにおける損料、運転手等）

(2) 収集、運搬経費

車両の高速道路料金

(3) 仮置場の経費

廃棄物の監視等の経費等直接収集、運搬及び処分にかからない経費

(4) 薬剤散布にかかる経費

単なる消臭目的のもの

(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理事業）の実施について

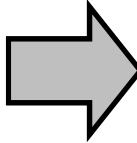
災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理事業）の実施について

【概要】

災害に起因しなくとも海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物の漂着被害を廃棄物処理法第22条の「災害その他の事由」の「その他の事由」とし、19年度より災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることとした。

【補助採択要件】

【確認方法等】

(ア) 海岸保全区域外の漂着ごみ被害		<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全区域がわかる図面の添付
(イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあつては、1市町村(1一部事務組合)における処理量が150㎡以上のもの		<ul style="list-style-type: none"> 漂着被害前の海岸の清掃の保持の状況を示す写真や海岸清掃記録、ボランティアによる活動記録等の参考資料の添付
(ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたものは除く		<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全区域がわかる図面の添付 他省庁の災害関連補助事業が重複適用されていないか査定時に確認
(エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域は除く		

【根拠】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

【その他】

- ・査定は原則として、地方環境事務所事務室で机上査定とする。
- ・財務局による立会は無し。
- ・額の決定は、財務省主計局環境係と環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課との本省協議により決定する。
- ・本補助金の補助うら分の8割を限度に総務省より特別交付税の措置がなされる。

